

佐倉保育園の運営についてのお知らせ  
(重要事項説明書)



令和7年4月  
佐倉市立佐倉保育園

## 1. 事業の目的

佐倉保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

## 2. 運営の方針

- ・家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護及び教育を一体的に行います。
- ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

## 3. 施設運営主体

事業者の名称	佐倉市
代表者氏名	市長 西田 三十五
法人の所在地	佐倉市海隣寺町97番地
法人の電話番号	043-484-6415

## 4. 当園の概要

施設の種類	保育所	
施設の名称	佐倉保育園	
所在地	佐倉市鎗木町198-3	
電話番号	043-484-1043	
管理者名	園長 小森 律子	
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 3名	3歳児 2号 18名
	1歳児 3号 15名	4歳児 2号 18名
	2歳児 3号 18名	5歳児 2号 18名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的を実施しています。	
職員への研修の実施状況	内部研修年12回、外部研修年30回実施	
認可年月日	昭和28年4月1日	

※利用定員は保育士の配置等の理由により、入園児数と異なる場合があります。

## 5. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3,301.89㎡		
	園庭	1,745.10㎡		
建物	構造	軽量鉄骨造		
	延べ面積	1,125.29㎡		
施設の内容	乳児・ほふく室	2室	保育室	6室
	遊戯室	1室	幼児用トイレ	3室
	調乳室	1室	沐浴室	1室
	調理室	1室		
設備の種類	冷暖房			

## 6. 職員体制 令和7年4月1日現在

職名	職務の内容	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格
園長	園全般の管理・運営	1人	1人		
副園長	保育指導に関する事。事務に関する事。	1人	1人		
保育士	児童の保育に関する事。指導計画の作成。	21人	21人	10人	10人
調理員	給食調理に関する事。	1人	1人	4人	0人
栄養士	献立に関する事。児童のアレルギー等に関する事。	1人	1人		
事務職員	保育園事務全般に関する事。			1人	
保健師又は看護師	児童の健康管理、保健衛生に関する事。	1人	1人	1人	1人
保育支援員	朝夕の時間帯の保育補助に関する事。			3人	
用務員	環境整備に関する事			1人	

※常勤の保育士とは、当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

## 7. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	月曜日から金曜日：午前7時から午後8時 土曜日：午前7時から午後6時
休園日	日曜日、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日

\*災害その他特別の事情があるときは、休園する場合があります。

## 8. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後8時
保育短時間認定	保育時間	午前9時から午後5時
	延長保育時間	午前7時から午前9時、午後5時から午後8時

\*やむをえない理由により延長保育を利用するにあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほか、別途延長保育料が必要となります。

\*延長保育の利用は、原則として「勤務時間+通勤時間」等を考慮した中での真に必要な時間となります。

## 9. 提供する保育等の内容

当園は、「保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）」を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 養護と教育の一体的な提供  
保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。
- ② 子育て家庭に対する支援  
地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。
- ③ 子育て支援拠点事業  
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として園庭開放・講座等を実施し、子育てについての相談や情報の提供などにより、子どもの健やかな育ちを支援していきます。
- ④ 一時預かり事業  
保護者の仕事や家庭の事情等で、継続的または一時的にお子さまの保育が出来ない時に、保育園等でお子さまをお預かりする事業です。

## 10. 食事の提供方法等について

### ① 食事の提供方法

自園調理

### ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、土曜日を除き、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0～2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3～5歳児		11時30分頃	15時30分頃	

### ③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギーマニュアルに基づいて実施します。

### ④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出しています。

大量調理施設衛生マニュアル及び佐倉市保育園給食衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行っています。日々の健康管理、確認及び腸内細菌検査の実施（毎月1回）調理従事者の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 11. 利用料金

- ① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）  
教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。  
保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月末日）。  
ただし、納付書による納入も可能です。
- ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）  
保育料のほか、別表（P6）に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については別途お知らせします。

## 12. 利用の開始について

当園の教育・保育は、利用調整により決定された利用開始日を基礎とし、本重要事項説明に対する同意書の提出後に提供を開始します

## 13. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (ア) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当しなくなったとき。
- (イ) 保護者からの保育園等退所届の提出があったとき。
- (ウ) 市外へ転出等により保育等の利用ができなくなったとき。
- (エ) その他こども支援部長が保育の実施を不相当と認めた場合。

## 14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関に保育園医を委嘱しています。

### ①内科

医療機関の名称	こしベクリニック
医院長名又は医師名	越部 融
所在地	佐倉市表町3-18-14
電話	043-486-0200

### ②歯科

医療機関の名称	いろどり歯科クリニック
医院長名又は医師名	中村 泰三
所在地	佐倉市城343-3 プチモンドさくら1-C
電話	043-486-1192

## 15. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 16. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め定期的な避難訓練を実施します。

非常時の対応	別に定める、消防計画書、防災教育訓練計画により対応します。		
避難訓練	火災・地震・風水害・竜巻・不審者等を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	ガス漏れ報知器
	非常警報装置	非常用電源	
避難場所	第1 避難場所→園庭 第2 避難場所→仲田公園		

## 17. 園児の人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護及び虐待の防止のため以下の措置を講じています。

- (ア) こども家庭課との連携
- (イ) 千葉県子ども虐待対応マニュアルの運用
- (ウ) 責任者の設置
- (エ) 職員に対する研修

## 18. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の種類	契約類型 1 (補償保険加入なし)、賠償責任保険 F 型
保険金額	身体賠償 1 名につき 2 億円、1 事故につき 20 億円

## 19. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	中川 弥生 (副園長)
受付責任者	小森 律子 (園長)
利用時間	月～金 午前9時～午後5時
連絡先	電話 043-481-1741 FAX 043-481-1741
第三者委員	第三者委員とは、苦情解決の社会性、透明性を確保するための外部の方の委員です。 ※第三者委員の氏名及び連絡先は、園内に常設の重要事項説明書ならびに園内掲示物にて案内しております。
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

## 20. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、「佐倉市個人情報保護条例」に基づき、適正な維持管理を行っています。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

## 21. 記録の整備について

保育の提供に関する記録を完結の日から5年間保存します

## 22. 当園におけるその他の留意事項

### ①園服等について

園統一の園服はありません。動きやすく、汚れてもよい服装でお願いします。クラス別に帽子的色を合わせています。色、形状が同等の帽子を可能な範囲で購入くださいますようお願いいたします。

### ②写真撮影・販売について

お子様の日頃の姿をお伝えし、より一層感じていただけるよう、公立保育園では令和4年度から、事業者によるインターネット上の写真販売サイトを利用し、プロのカメラマンによる撮影を通して、行事などを中心とした写真販売を実施しております。写真については、全て販売サイトでの実施となりますので、ご承知おきください。

なお、写真撮影、掲載等について、配慮が必要な場合はご相談ください。

### ③おむつ・おしりふき使い放題サブスクリプションサービスについて

公立保育園におきまして、令和5年1月よりおむつ・おしりふき使い放題サブスクリプションサービスを希望者様に提供しております。お申込みされたご家庭は、保育園で使用するおむつ・おしりふきをご用意する必要がありません。なお、お申込み・お支払いは各保護者様となります。ご承知おきください。

### ④メール配信システム「マチコミ」について

公立保育園では、メール配信システム「マチコミ」にて保育園からのお知らせや文書等の配信をしております。保護者様からは、欠席連絡も入力可能です。なお、ご登録は保護者様となります。

## 別表

### 1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保険代	日本スポーツ振興センター災害共済加入	年額 210円

\*その他、園外活動において、実費負担を求める場合があります。

### 2. 延長保育料

30分につき月額500円

定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前7時00分から午後6時00分、保育短時間認定の場合は午前9時00分から午後5時00分）を超えて利用した場合は、延長保育料を徴収いたします。

### 3. 給食費

月額6,000円

\*次のどちらかに該当する場合は、給食費の支払いが免除になります。

- ・年収360万円未満相当の世帯
- ・第3子以降の子（保育施設等の在園児のみで数えて3人目以降）

\*給食費の免除対象となる方は、佐倉市又は各園よりお知らせします。